

番号	団体	事務所等所在地	寄附金控除対象期間	備考
1	更生保護法人大阪府更生保護協会	大阪市中央区大手前四丁目1番76号	平成27年1月1日から 令和2年3月19日まで	
2	更生保護法人近畿更生保護協会	大阪市中央区大手前四丁目1番76号	平成27年1月1日から 令和2年3月19日まで	
3	更生保護法人和表会	大阪市北区山崎町5番10号	平成27年1月1日から 令和2年4月20日まで	